

居宅介護支援サービス重要事項説明書

(令和6年9月1日 現在)

いちごケアプランにおける、居宅介護支援サービスに関わる基本的事項について、ご説明します。居宅サービス計画のご依頼に際し、以下の事項にご了承いただきますようお願いいたします。

1. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	いちごケアプラン		
所在地	東京都豊島区池袋 2-33-17 オリエン트ハイツ 202		
電話番号	03-6907-1836	FAX 番号	03-6907-1837
介護保険事業所番号	1371606102	管理者氏名	高橋 佐智子
開設年月日	令和6年9月1日		
営業日	月～金曜日(土・日・祝日・12/30～1/3を除く)		
営業時間	午前8時30分～午後5時30分		
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時30分		
サービス提供実施地域	豊島区、北区、板橋区、文京区、新宿区		

2. 事業者概要

法人名	株式会社 EMK		
代表者氏名	代表取締役 水竹 恵美子	開設年月日	令和6年9月1日
所在地	東京都豊島区雑司が谷 3丁目3番 25-707		
電話番号	03-6907-1836	FAX 番号	03-6907-1837
営業種目	訪問看護、居宅介護支援		

3. 事業目的と運営方針

(1) 事業目的

要支援、要介護状態にあるご利用者に対し、適切な指定居宅介護サービスを提供する事を目的とします。

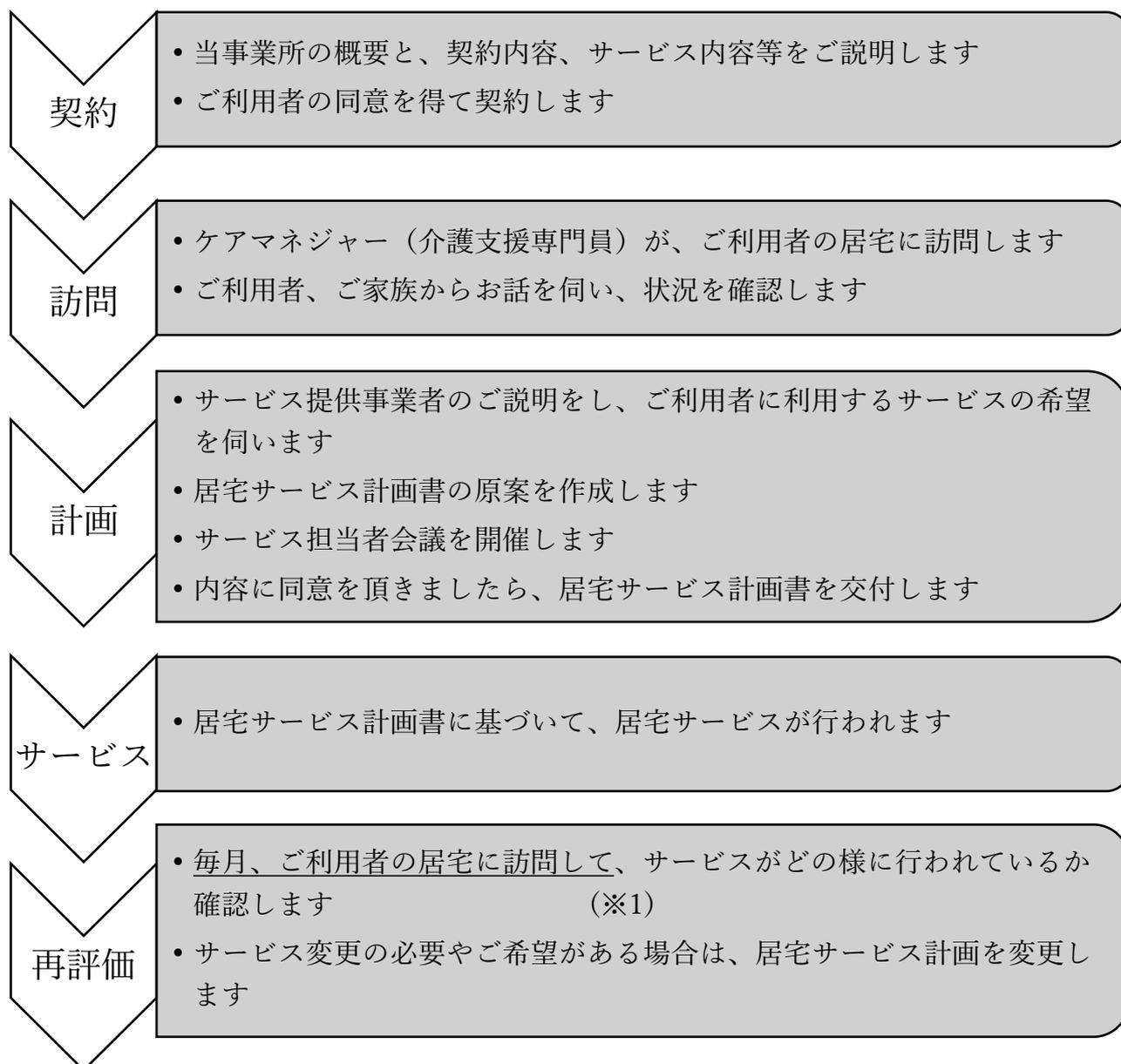
(2) 運営方針

- ① ご利用者の状況、環境、能力に応じて、可能な限り居宅で自立した生活を営める様に援助を行います。
- ② ご利用者の意思、人格を尊重し、公正中立な立場で保健・医療・福祉サービスを調整します。
- ③ 関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 当該事業の職員体制

役職	業務内容	常勤	合計
管理者(主任介護支援専門員・兼務)	業務の一元的な管理 規定遵守のための必要な指揮命令 居宅サービス計画の作成	1名	1名
事務員(兼務)	庶務	1名	1名

5. サービス内容と利用方法



●サービスの終了について

- 1 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
- 2 当社の都合でサービスを終了する場合
- 3 自動終了
- 4 その他(利用様やご家族様など当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為)を行った場合は、
即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

●居宅介護支援の留意点

1	居宅サービス計画の新規作成及び変更、要介護認定、要介護状態区分の変更認定が行われる時は、ご利用者の状態把握を行うために、サービス担当者会議を開催いたします。
2	ご利用者は、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を担当の介護支援専門員に求めることができます。介護支援専門員は、理解が得られるよう懇切丁寧に説明いたします。
3	担当の介護支援専門員より、居宅サービス計画の原案をご利用者またはご家族に対してご説明いたします。ご利用者またはご家族に同意を頂いた上で、居宅サービス計画を交付いたします。
4	ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、主治医等に意見を求めると共に居宅サービス計画を交付いたします。
5	担当の介護支援専門員は、 <u>少なくとも1ヶ月に1度ご利用者の居宅を訪問し(※1)</u> 、直接ご利用者と面接させていただきます。面接結果は記録に残し、ご利用者の状態の経過を把握いたします。
6	担当の介護支援専門員は、居宅サービス事業者等からご利用者に関する情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、ご利用者の服薬状況、口腔機能等について必要と認めるものを主治医等に情報提供いたします。
7	担当の介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載すると共に、当該居宅サービス計画を市区町村に届け出いたします。
8	ご利用者が病院又は診療所に入院する事となった場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えるよう、ご利用者又はご家族に求めます。
9	ご利用者は、居宅サービス計画の作成にあたり、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう、担当の介護支援専門員に求めることができます。

※1 厚生労働省の定めた一定の要件を満たした場合は、少なくとも2カ月に1度ご利用者の居宅を訪問し面接させていただきます。

●居宅介護支援提供にあたっての留意事項

- ①、利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- ②、居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ③、利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前に話されるよう、必要な援助を行うものとします。

6. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けている場合、原則としてご利用者の自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、利用料の全額がご利用者から頂戴致します。その際、当事業所が「指定居宅介護支援提供証明書」を発行いたします。介護保険が利用できる状態になってから、指定居宅介護支援提供証明書を保険者に提出すると、ご利用者のお支払いになった利用料がお手元に戻ります。

料金が発生する場合、前月末日締め当月 15 日までに請求書を送付いたしますので当月の 27 日までに振込をお願いいたします。

利用料の金額につきましては、本書 6 ページ目の料金表をご覧ください。

(2) 交通費

前記1で示したサービス実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャー訪問の際に公共交通機関を利用した場合、交通費を実費で頂戴いたします。なお、自動車にて訪問する場合は、片道 100 円/km(税別)の交通費を頂戴いたします。

(3) 解約料

契約の解除をお申し出頂いた場合、一切の解約料金は頂きません。

7. 秘密保持

- 事業者及び事業者の使用する者は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は、契約終了後も継続します。
- 予め文書により利用者の同意を得た場合は利用者の個人情報、利用者の家族の同意を得た場合は家族の個人情報を、前項の規定に関わらず、同意書の内容に基づいて利用できるものとします。

8. 事故発生時の対応

- 利用者に対する居宅支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 当該事故の状況及び事故に際して執った処置について記録を行います。
- 利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、協議の上、損害賠償を速やかに行います。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄)
	連絡先	

10. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順・苦情窓口

- 苦情があった場合は、ただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- 管理者が必要があると判断した場合は、担当者と検討会議を行います。
(検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで処理結果を報告します)
- 検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をします(利用者に謝罪に行くなど)。
- 記録を台帳(パソコンのデータベース)に保管し、再発を防ぐために役立てます。

当社窓口

【事業所の窓口】 いちごケアプラン 管理者:高橋 佐智子	03-6907-1836
【法人の窓口】 株式会社 EMK 代表取締役 水竹 恵美子	03-6907-1836

公的機関の窓口

【国保連の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177(ダイヤルイン)
【区市町村の窓口】 豊島区役所 保健福祉部 北区役所 長寿支援課 板橋区役所 健康生きがい部 介護保険課 文京区役所 介護保険課 新宿区役所 介護保険課	03-3981-1318(代表) 03-3908-9017(代表) 03-3579-2357(代表) 03-5803-1383(代表) 03-3209-1111(代表)

11. 第三者評価の実施状況 実施の有無：無

12. 虐待防止(高齢者含む)に関する事項

虐待防止(高齢者含む)に関する責任者	管理者	水竹 恵美子
--------------------	-----	--------

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行います。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2. 事業所は、サービスの提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

13. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

いちごケアプラン料金表

		特別区	1級地
		1単位= 11.40円	
【基本利用料】			
取扱要件	介護度	単位	金額
居宅介護支援費(Ⅰ) i ＜取扱件数が45件未満＞	要介護度1・2	1,086	12,380円
	要介護度3・4・5	1,411	16,085円
居宅介護支援費(Ⅰ) ii ＜取扱件数が45以上60件未満＞	要介護度1・2	544	6,201円
	要介護度3・4・5	704	8,025円
【加算】			
加算の種類	加算の要件	単位	金額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月につき)	300	3,420円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院日当日、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度)	250	2,850円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度)	200	2,280円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度)	450	5,130円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度)	600	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度)	600	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度)	750	8,550円
退院・退所加算(Ⅲ)	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度)	900	10,260円
通院時情報連携加算	病院又は、診療所において、医師や歯科医師の受診に、介護支援専門員が同席し、情報共有を行うとともに居宅サービス計画に記録した場合(1月に1回を限度)	50	570円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	200	2,280円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者に提供した場合	400	4,560円
【減算】 以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。			
減算の種類	減算の要件	減算額	
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%(2月以上継続の場合100%)	
特定事業所集中減算	居宅介護支援の給付管理対象となるサービスについて特定の事業所の割合が、正当な理由なく80%を超える場合	200	2,280円
業務継続計画未実施減算	感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されておらず、必要な措置が講じられていない場合	所定単位数の1.0%を減算	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講じられていない場合	所定単位数の1.0%を減算	
同一建物に居宅する利用者へのケアマネジメント	指定居宅介護事業所における1月当たりの利用者が、同一建物に20人以上居宅する建物に居住する利用者等	所定単位数の95%を算定	
【交通費】			
サービス実施地域を超えた地点から片道1km毎につき公共交通機関利用時		100円(税別) 実費	

事業者は、居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明し、交付を行いました。

令和 年 月 日

<事業所>

所在地 東京都豊島区池袋 2-33-17-202
名称 株式会社 EMK いちごケアプラン

説明者氏名 _____

私は本書面にて、事業者から居宅介護支援サービスについて、重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____

<家族・代理人> ※代理人を選任した場合のみ

住所 _____

氏名 _____

<立会人>

氏名 _____

※立会人とは、利用者と共に重要事項の内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方となります。なお、立会人は、契約上の法的な義務を負うものではありません。